

◆ 「下請かけこみ寺」 事業について

財団法人全国中小企業取引振興協会（以下、「全取協」といいます。）は、平成20年4月1日から、「下請かけこみ寺」事業を全国的規模で実施しています。

「下請かけこみ寺」事業は、中小企業庁からの委託事業です。

1. 無料相談

(1) 中小企業の取引上の悩み相談に企業間取引や下請代金法など詳しい相談員が無料で相談に応じています。

(2) 消費税の転嫁等に係る取引上の相談にも応じています。

2. 紛争の早期解決に向けて裁判外紛争解決手続（ADR）の実施

※ 詳細は<http://zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>をご参照ください。

消費税転嫁に関するご相談 フリーダイヤル0120-300-217

その他のご相談 フリーダイヤル0120-418-618

「下請かけこみ寺」一覧

本部：財団法人 全国中小企業取引振興協会		03-5541-6655 (ここ貝い むろんwin-win)	
(財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	(財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1040	(財)京都産業21	075-315-8590
(財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(財)大阪産業振興機構	06-6748-1144
(財)みやぎ産業振興機構	022-225-6636	(財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8081
(財)あきた企業活性化センター	018-860-5623	(財)奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312
(財)山形県企業振興公社	023-647-0662	(財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(財)鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
(財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317	(財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(財)群馬県産業支援機構	027-255-6504	(財)ひろしま産業振興機構	082-240-7706
(財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(財)やまぐち産業振興財団	083-922-9926
(財)埼玉県中小企業振興公社	048-647-4086	(財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7883	(財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(財)神奈川県産業振興センター	045-633-5200	(財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(財)いがた産業創造機構	025-246-0056	(財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(財)長野県中小企業振興センター	026-227-5013	(財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
(財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
(財)しずおか産業創造機構	054-273-4433	(財)長崎県産業振興財団	095-820-8860
(財)あいち産業振興機構	052-231-6364	(財)くまもとテクノ産業財団	096-289-2437
(財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092	(財)大分県産業創造機構	097-533-0220
(財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(財)宮崎県産業支援財団	0985-25-7530
(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(財)かごしま産業支援センター	099-219-1274
(財)石川県産業創造支援機構	076-267-1219	(財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237
(財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426		

◆事業承継税制が使いやすくなります

平成25年度税制改正で事業承継税制(非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度)が拡充され、中小企業者が活用しやすくなります。

詳細は、中小企業庁ホームページ<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/index.html>をご参照ください。

事業承継税制とは？

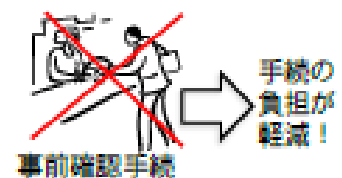
中小企業の後継者の方が、現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減(相続:80%分、贈与:100%分)制度です。

<税制改正のポイント>

(1) 事前確認の廃止 ～手続の簡素化

平成25年3月まで 制度利用の前に、経済産業大臣の「事前確認」を受ける必要あり。

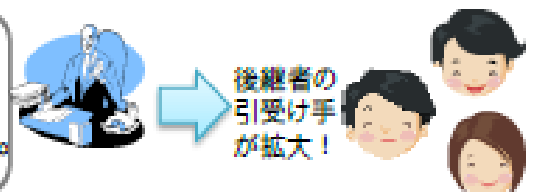
→ 平成25年4月～ 事前確認を受けていなくても制度利用が可能に。



(2) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に

現在 後継者は、現経営者の親族に限定。

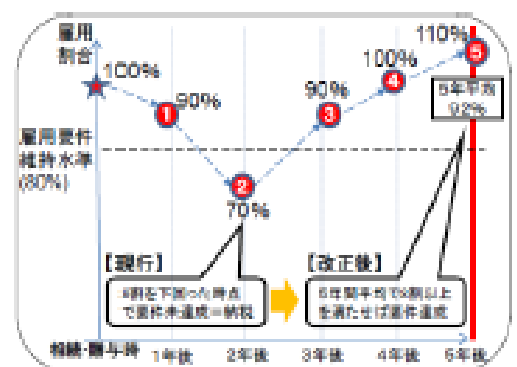
→ 平成27年1月～ 親族外承継を対象化。



(3) 雇用8割維持要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮

現在 雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。

→ 平成27年1月～ 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。



※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

(4) 納税猶予打ち切りリスクの緩和

～利子税負担を軽減

現在 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。

→ **平成26年1月～** **平成27年1月～** 利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)。承継5年超で、5年間の利子税を免除。

～事業の再出発に配慮

現在 相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。

→ **平成27年1月～** 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、一部免除。

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

(5) 役員退任要件の緩和 ～現経営者の信用力を活用

現在 現経営者は、贈与時に役員を退任。

→ **平成27年1月～** 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。(有給役員として残留可)

※ 既に事業承継税制を利用されている方も適用可能です。

(6) 債務控除方式の変更

～債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように

現在 猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を株式から控除するため、猶予税額が少なく算出。

→ **平成27年1月～** 現経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

<事業承継税制のお問い合わせ先>

都府県名	電話番号	担当地域
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	011-709-1783(直通)	北海道
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-221-4922(直通)	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-600-0323(直通)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748(直通)	富山、石川、岐阜、愛知、三重
近畿経済産業局 産業部 中小企業課	06-6966-6023(直通)	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局 産業部 中小企業課	082-224-5661(直通)	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8529(直通)	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局 産業部 中小企業金融室	092-482-5448(直通)	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-866-1755(直通)	沖縄

中小企業庁事業環境部財務課 TEL:03-3501-5803 中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shouka/index.html>

◆日本撚糸青年協議会第49回横浜大会が開催されました

平成26年2月15日（土）新横浜フジビューホテル（神奈川県横浜市）において、日本撚糸青年協議会第49回全国大会（当連合会の共催、(株)日本撚糸会館後援）が開催されました。大会式典に先駆け、昨年引き続き、麩城総合経営事務所 代表社員・税理士 林 秀樹 氏を講師に招き講演会が開催されました。

当日は、大雪による交通機関の大混乱にもかかわらず、多数の方々にご参加いただきました。

◆その他中小企業関連ホームページ等について

I 税制に関する窓口及び相談機関

① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談にも応じてします。質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続き概要・届出書等の様式などが掲載されています。

② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

③ 中小企業・小規模企業向けの「消費税転嫁対策」に関するホームページ

⇒<http://www.zei-tenka.jp>

II 各種中小企業支援について

① 中小企業庁ホームページ<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援策について掲載されています。

② ミラサポホームページ<http://www.mirasapo.jp/>

ミラサポは、中小企業庁委託事業として中小・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

③ 経済産業省ホームページ<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載されています。